

令和5年度 中学部 教育課程

特別支援学校中学部の教育課程【中学校に準ずる教育課程】Ⅲ類型

各教科等 \ 学年	1年	2年	3年
国語	140 (4)	140 (4)	105 (3)
社会	105 (3)	105 (3)	140 (4)
数学	140 (4)	105 (3)	140 (4)
理科	105 (3)	140 (4)	140 (4)
音楽	35 (1)	35 (1)	35 (1)
美術	35 (1)	35 (1)	35 (1)
保健体育	70 (2)	105 (3)	70 (2)
技術家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)
外国語	140 (4)	140 (4)	140 (4)
特別の教科 道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)
総合的な学習の時間	70 (2)	70 (2)	70 (2)
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)
自立活動	70 (2)	35 (1)	70 (2)
年間総授業時数 (週時数)	1050 (30)	1050 (30)	1050 (30)

【知的障害の各教科に代替した教育課程】Ⅱ類型 (自立活動の時数 総授業時数の半分以上：ⅡA、半分未満：ⅡB)

各教科等 \ 学年	1～3年	
各教科	国語	70 (2) ～140 (4)
	社会	35 (1) ～70 (2)
	数学	70 (2) ～140 (4)
	理科	35 (1) ～70 (2)
	音楽	70 (2)
	美術	35 (1) ～70 (2)
	保健体育	35 (1) ～70 (2)
	職業・家庭	35 (1) ～105 (3)
	外国語	35 (1)
	特別の教科 道徳	35 (1)
総合的な学習の時間	35 (1)	
特別活動	35 (1)	
自立活動	175 (5) ～560 (16)	
年間総授業時数 (週時数)	1050 (30)	

【訪問教育による教育課程】Ⅰ類型

各教科等 \ 学年	1～3年
各教科	・個々の実態に応じた教育課程を編成する。
特別の教科 道徳	
総合的な学習の時間	
特別活動	
自立活動	
年間総授業時数 (週時数)	140 (4) ～350 (10)

・授業時数は1回2時間を標準とし、週当たりの訪問回数は2～3回程度とする。

- ・年間総授業時数1050時間内で、生徒の実情に応じた授業時数を定めている。
- ・「～」で表記している年間総授業時数は35の倍数とする。
- ・個別の教育課程は別に定める。
- ・外国語科を設けないことができる規定を適用している。
- ・指導の形態は、各教科等別の指導、各教科等を合わせた指導で計画する。